

独立行政法人日本スポーツ振興センター
平成 28 年度第 3 回契約監視委員会審議概要

1 開催日時

平成 29 年 3 月 22 日（水）15 時 00 分～17 時 00 分

2 開催場所

本部事務所特別会議室

3 出席委員（敬称略）

委員長 清水 幹裕（弁護士）

委員 青山 伸一（公認会計士）

委員 小林 順治（監事）

委員 大橋 玲子（監事）

4 議 題

（1）平成 28 年度契約（平成 28 年 4 月～平成 28 年 12 月）の事後点検について

（2）その他

5 審議概要

（1）平成 28 年度契約（平成 28 年 4 月～平成 28 年 12 月）の事後点検について

審議対象期間における契約案件 142 件のうち 4 件（競争性のない随意契約 1 件、一般競争入札による契約 3 件）を抽出し、随意契約事由の妥当性、競争性の確保等に関する点検を行った。

委員からの主な意見・質問、それに対する回答は次のとおりである。

◆ 競争性のない随意契約（1 件）

（質問）随意契約によることができる事由を「競争に付することが不利と認められる場合」としているが、業務が間に合わないのであれば、「緊急の必要により競争に付することができない場合」ではないのか。

（回答）本件は、随意契約に至る前に一般競争入札に付しており、落札者が決定されていたものの、その落札者が契約を辞退する状況となった経緯がある。本件の入札に参加した業者は 2 者であり、更に契約締結の時期が遅れることで価格の上昇や仕様上の制限が生じるおそれがあったことから、落札者以外の参加業者と価格交渉を行い、当初の予定価格の範囲内で契約を締結したものである。したがって、業務の履行が可能である者と急速に契約をしなければ契約する機会を失うか、不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあったと考えられ、「競争に付することが不利と認められる場合」として整理させていただいた。

なお、本業務についても早急に契約を締結する必要はあったが、「緊急の必要によ

- り競争に付することができない場合」としては、天災地変その他の非常緊急の場合を想定しており、この理由を適用することは妥当でないと判断させていただいた。
- (意見) 随意契約に至った経緯や理由については妥当であると判断できる。しかし、落札後に契約辞退が発生しているという結果を踏まえると、仕様書については、競争参加者に対して的確に内容が伝わるように努めること。
- (回答) 今後は仕様書の内容について、誤解を与える表記となっていないか検証を行い、適宜見直しを行っていく。

◆ 一般競入札による契約 (3件)

- (質問) 参加を辞退した業者へのヒアリングによれば、競争参加資格の実績がないとの意見もあるが、仕様書の内容を踏まえた適切な競争参加資格の設定となっていたのか検討していただきたい。その上で、今後、類似案件で緩和できる部分があれば見直しを行っていただきたい。
- (回答) 業者からのヒアリング結果については、具体的にどの部分が制限となっているのかヒアリングできていない部分もある。そのため、特に発注金額の大きい案件については、公告前に意見招請を実施するなどして、より適切な競争参加資格の設定に努める。
- (意見) 公告前に発注の見通しの掲載を行い、センターの発注計画が明確化されることで、業者としては、入札に参加するための準備期間が増える。計画的に予定されている案件については、積極的に情報の展開に努めていただきたい。
- (回答) 業界によっては繁忙時期での契約期間となってしまうこともあるので、事前に予定されている業務については、担当部署と連携を行って発注の見通しの掲載に努めるなど、今後は計画的な調達を行っていききたい。
- (意見) システム構築等の業務については、同種業務が同一業者による独占的な環境となってしまうケースが多い。例えば、少額随意契約での発注を行う機会があれば、過去に辞退した業者へも受注できるか確認することで、長期的にはセンターでの実績を積み、入札案件においても競争性のある環境を創ることに繋がる。
- (回答) 少額随意契約による同種業務の発注があれば、特定の業者だけではなく、過去に辞退した業者を含め、複数者の見積合せなどを幅広く検討していきたい。
- (意見) 仕様書が事業の目的より過度な性能を求めている場合がないかなど、仕様書の作成を行う担当部署以外がチェックする仕組みはないのか。
- (回答) 現状では契約部門で仕様書の内容について確認を行い、競争性を確保する内容となっているか確認を行っている。
- (意見) 競争参加資格について緩和できる余地がない案件であれば、公告期間を長期に設けるなど検討していただきたい。特に、暦上の休暇が多い時期については、時期や期間をよく検討していただきたい。
- (回答) 公告期間については、規程上の最低限の日数となっている案件もある。特に発注金額の大きい案件については、競争性の確保の観点からも十分な公告期間を設定させていただく。

(2) その他

(意見) 今後は審議資料として仕様書にページ番号を記載して準備してほしい。また、過去の同種案件との比較を行うため、同種の調達案件が発注されている場合には、情報として審議資料に加えてほしい。

(回答) 次回から準備させていただく。また、審議資料については事前展開に努める。

6 審議結果

一般競争入札において、一者応札を改善し競争性の確保を図るため、以下の事項に留意すること。

- ・発注の見通しについて速やかな情報公開に努めること。
- ・十分な公告期間を設けること。
- ・仕様書が競争性を狭めるような内容となっていないか、業務部門以外の部署が点検するなどして、できるだけ緩和に努めること。